

## ② 一般社団法人 浄水器協会

### 1. 主な取組

- ・独自の規格基準を確立し適合マークを適用
- ・自主基準としてガイドラインを策定し会員への周知徹底
- ・メール、会報での情報提供
- ・入会希望の事業者に対する厳しいチェック体制

### 2. 独自の規格基準によるマーク制度

協会が定めた規格基準に適合した製品に、信頼できる商品の証明として「適合マーク」を発行している。

マーク発行の審査は「JIS規格」、「家庭用品品質表示法」、「景品表示法」等を含めた独自の規格基準に基づいて実施され、製品の品質や性能、その内容の表示表現が適しているかを厳しく調べている。

審査は第三者である学者、専門家など第三者委員が評価して実施する事で、その公平性に努めている。

また、この「適合マーク」が悪質商法の商材にならないよう、また信用出来る商品にするよう、入会希望の事業者に対しては面接等で厳しくチェックしている。製品のカタログや宣伝文句等を重視し、製品の品質・性能やその広告表示における科学的根拠の有無を確認している。



(※各種浄水機器類の適合マーク)

### 3. 取組の効果等

厳しい規格基準を定め、それに適合する「マーク制度」を実施することで消費者に対して安心できる商品の提供を心がけることで、浄水器という商品、業界の信頼を得る努力をしている。

また、取組を実施することによって、現在では協会の会員に対する消費者からの苦情はほとんどみられなくなっている。

#### (団体の概要)

浄水器に対する消費者の信頼を確保することを目的としている。H26年12月現在、43社が加盟（正会員）。業界シェア80%以上となる会員社が所属。

〈主な事業内容〉

- (1) 業界関係者及び消費者の為の広報を行うこと
- (2) 浄水機器類の規格・基準に関すること
- (3) 水及び浄水機器類の調査研究に関すること

→ 詳しくはホームページをご覧ください。 <http://www.jwpa.or.jp/>